

岩瀬日本大学高等学校同窓会桜瑛会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岩瀬日本大学高等学校（以下母校）同窓会桜瑛会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と研鑽をはかり、あわせて母校の発展と社会への貢献を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会・幹事会の開催
- (3) 母校の各種事業に対する事柄
- (4) 同窓会の会報・会員名簿の発行
- (5) その他本会の目的達成に必要な事柄

(事務局)

第4条 本会は、事務局を会長宅に置く

第2章 会員

第5条 本会は、正会員、準会員、特別会員をもって組織する。

- (1) 正会員 旧土浦日本大学高等学校岩瀬校舎及び母校の卒業生
- (2) 準会員 母校の在學生
- (3) 特別会員 母校の教職員ならびに母校に格別な援助をした者で理事会が推薦した者

(会員の加入)

第6条 正会員は卒業と同時に、準会員は、入学と同時に、特別会員は、就任の日又は、本部役員の推薦を得たときから本会会員になる。

(会員の追放及び除名)

第7条 1、会員が次のいずれかを該当したときに退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 除名されたとき

2、会員が次のいずれかに該当したときに除名するものとみなす。

- (1) 本会及び母校の名誉を汚したとき。
- (2) 本会の綱紀を乱したとき。
- (3) 本会の会則若しくは決議に違反したとき。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 1名
4. 参与 若干名
5. 事務局長 1名
6. 理事 若干名
7. 幹事 若干名
8. 会計 2名
9. 監事 2名

(役員の選任方法)

第9条 役員を選任方法は、次の通りとする。

1. 会長・副会長は理事会が推薦し、総会の承認を受けるものとする。
2. 名誉会長は、母校の学校長に会長が委嘱する。
3. 参与は、母校の教職員の代表者に会長が委嘱する
4. 理事の選任は理事会の承認を経て、会長が指名する。幹事は母校の教職員を含むものとする、
5. 幹事の選任は理事会承認を得て、会長が指名する。幹事は、母校の教職員を含むものとする。
6. 事務局長は、専務理事があたる。
7. 会計の選任は、理事会の承認を得て、会長が指名する。
8. 監事の選任は、理事会の承認を得て、会長が指名する。

(役員の仕事権限)

第10条 役員の仕事権限を次の通り定める

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長の事故のあるときはその職務を代理する。
- 3、名誉会長は、本会の運営について諮問を受ける
- 4、理事は、理事会を組織し、会務の執行にあたる
- 5、参与は、本会の運営に意見を述べる事が出来る
- 6、事務局長、幹事は、本会の事務全般について処理する。
- 7、会計は、本会の会計全般について処理する。
- 8、監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事及び補充)

第11条 役員の仕事及び補充は、次の通りとする。

- 1、役員の仕事は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2、役員の仕事中に欠員が生じ時は、補充することができる。ただし補充した役員の仕事はその前任者の存在期間とする。
- 3、役員は、任期満了後も後任者の就任を見るまでは、職務を行うものとする。
- 4、諸事情により、職務が遂行できない場合には、後任者を理事会の承認を得て、会長が指名する。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会の会議を分けて、総会、理事会、幹事会の三種とする。

- 1、会議は、会長が召集し、その議長となる
- 2、会議の議決は出席者の過半数により、可否同数のときは、議長が決定する。

(総会)

第13条 総会については、次の通りとする。

- 1、総会は、毎年1回開催とする。なお必要と認めるときには、幹事会の承認を得て臨時総会を開催することができる。
- 2、総会は、この会則に規定してあるもののほかに次の項目を決議する。
 - (1) 年度事業計画の承認
 - (2) 年度予算、決算の承認
 - (3) その他、幹事会及び理事会において必要と認められた事項の審議と決議
- 3、緊急やむを得ない時には、幹事会を持って総会に代えることができる。

(理事会)

第14条 理事会については、次の通りとする。

- 1、理事会は、必要に応じて随時開催し、幹事会に提出すべき事項を審議する。
- 2、その他、会長が必要と認めた者を出席させることができる。

第15条 幹事会については、次の通りとする。

- 1、幹事会は、定例会を年2回開催とする。別に必要に応じて臨時に開くことができる。
- 2、幹事会では、次の事項を審議する。
 - (3) 総会に提出すべき事項の審議
 - (4) 会務の運営に関する事項の審議
 - (5) その他会長が必要と認めた事項の審議
- 3、幹事会には、名誉会長、会長、副会長、参与、理事、会計が出席するものとする。
- 4、その他、会長が必要と認められた者を出席させることができる。

第5章 会計

(経費、収入)

第16条 本会の経費は、次のものを持って出弁する。

- 1、入会金
- 2、会費
- 3、寄付金品
- 4、事業収入
- 5、その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第18条 収支決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得る。

(支援金)

第19条 クラブ活動援助費として、支援する。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 事務局は、次の通りとする。

- 1、本会の事務を処理するための事務局をもうける。
- 2、事務局に事務局長1名、事務局数名。

第7章 附則

(会則変更)

第21条 会則の変更は、理事会出席者の3分の2以上の決議を得て、かつ総会の過半数の承認を得なければならない。

(施工細則)

第21条 この会則施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

(施行日)

第22条 この会則は、平成14年4月1日より施行する。

この会則は、平成19年9月1日に一部改定し、同日より施行する。

この会則は、平成25年4月1日に一部改定し、同日より施行する。

この会則は、平成27年6月17日に一部改定し、同日より施行する。

この会則は、令和5年5月22日に一部改定し、同日より施行する。